

監査監第1837号

令和4年3月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 阪本 克己 様

さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 傳田 ひろみ

同 神坂 達成

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

教育委員会事務局

学校教育部（市立中学校45校、市立特別支援学校1校）

中学校	前期	岸、常盤、木崎、原山、本太、南浦和、白幡、大原、土合、大久保、大谷場、美園、大谷口、田島、三室、上大久保、内谷、尾間木、大宮東、大宮南、桜木、三橋、日進、宮原
	後期	植竹、大砂土、指扇、馬宮、片柳、春里、大宮西、七里、泰平、宮前、植水、大谷、与野東、与野西、与野南、岩槻、川通、城南、慈恩寺、城北、桜山
特別支援学校	後期	ひまわり特別支援学校

(2) 対象事務

（前期）令和2年度（令和2年4月1日から令和3年2月末日まで）

（後期）令和3年度（令和3年4月1日から令和3年8月末日まで）

における財務に関する事務の執行及び学校の施設・物品の管理状況について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、

これらの内容は適正か。

(4) 財産管理事務

物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象市立中学校・特別支援学校内

(2) 監査期間

令和3年4月23日（金）から令和4年3月22日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 契約事務

ア 上大久保中学校階段昇降機専用ブレーカー修繕契約において、契約関係書類の日付に齟齬が生じていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【上大久保中学校】

イ 備品購入契約（トレーニングタイマー等）において、決裁を経ずに業者選定等を行っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【片柳中学校】

ウ 硝子修繕契約において、見積金額とは異なる額で契約を締結していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【川通中学校】

エ 備品購入契約（テニスフェンス等）において、決裁を経ずに業者選定等を行っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【川通中学校】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。